

事務連絡
令和2年6月9日

各務原市内介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長・高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合における
居宅介護支援費等の請求の取扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年5月26日付け各介護保険課長事務連絡にて周知した、介護保険最新情報Vol. 836「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の問5にて示された、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合であっても居宅介護支援費の請求が可能であるという取扱い（以下「本取扱い」という。）について、岐阜県からの通知を踏まえ各務原市における取扱いをまとめましたので通知します。

記

1 本取扱いの適用期間

令和2年5月のサービス提供分からとなります。4月以前のサービス提供についてはこの取扱いは適用出来ませんのでご注意ください。

なお本取扱いの終了時期は未定です。

2 本取扱いを適用するサービス費

居宅介護支援費

介護予防支援費

介護予防・日常生活支援総合事業費（介護予防ケアマネジメント費）

3 本取扱いを適用可能なケース

モニタリング等の必要なケアマネジメントをおこない、ケアプランを作成し、利用者の同意を得て、利用予定表を利用者及び事業所に渡し、「あとはケアプラン通りのサービス提供を受けるだけ」の状態に予定していたサービスが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所が受け入れを一時または部分的に休止した等の理由により、代替サービスを検討するも結果的にサービスの提供が受けられなかった場合、または利用者自身がサービス利用を控えるなどしてサービス提供が行われなかった場合、請求を可能とします。

つまり、ケアプラン作成時にサービスの提供が受けられない、またはサービスを受けないことがわかっていた場合は算定が出来ません。

同様に、ショートステイの利用を希望したが、受け入れ可能な事業所が見つからなかったため、ケアプラン作成に至らなかった場合も算定が出来ません。

なお、最終的に利用に至らなかった経緯を含め、適切な支援をした旨を支援経過等の文書に記録し、後日問い合わせ等があっても対応出来るようにしてください。

4 岐阜県国民健康保険団体連合会への請求について

当初予定していた内容で国民健康保険団体連合会へ請求してください。

なお、後日請求内容についての問い合わせが来る場合がありますのでご注意ください。

注意事項

本市以外における取扱いは必ず管轄する自治体にご確認ください。

特に本件は全国的に自治体の対応が異なりますのでご注意ください。

本通知の根拠

- ・令和2年6月8日付け 岐阜県健康福祉部高齢福祉課長事務連絡
- ・令和2年5月25日付け 介護保険最新情報 Vol.836 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)

(メール送信時は★を@に置き換えてください)